

2026年度北海道地域最低賃金の引き上げ

はじめに

労働者側として、6点を強調したい。

- 1点目⇒「『OECD加盟先進国と比較すると低すぎる！日本の最低賃金』大幅に引き上げよう！」
- 2点目⇒「経営者は非正規雇用労働者の処遇改善を！」
- 3点目⇒「各種統計資料である外部労働市場の資料を有効活用した審議を！」
- 4点目⇒「北海道の消費者物価指数推移」
- 5点目⇒「年収200万円以下のワーキングプアをなくそう！」
- 6点目⇒その他



労働者側の主張（意見）



1-1. 世界と比較！日本の最低賃金

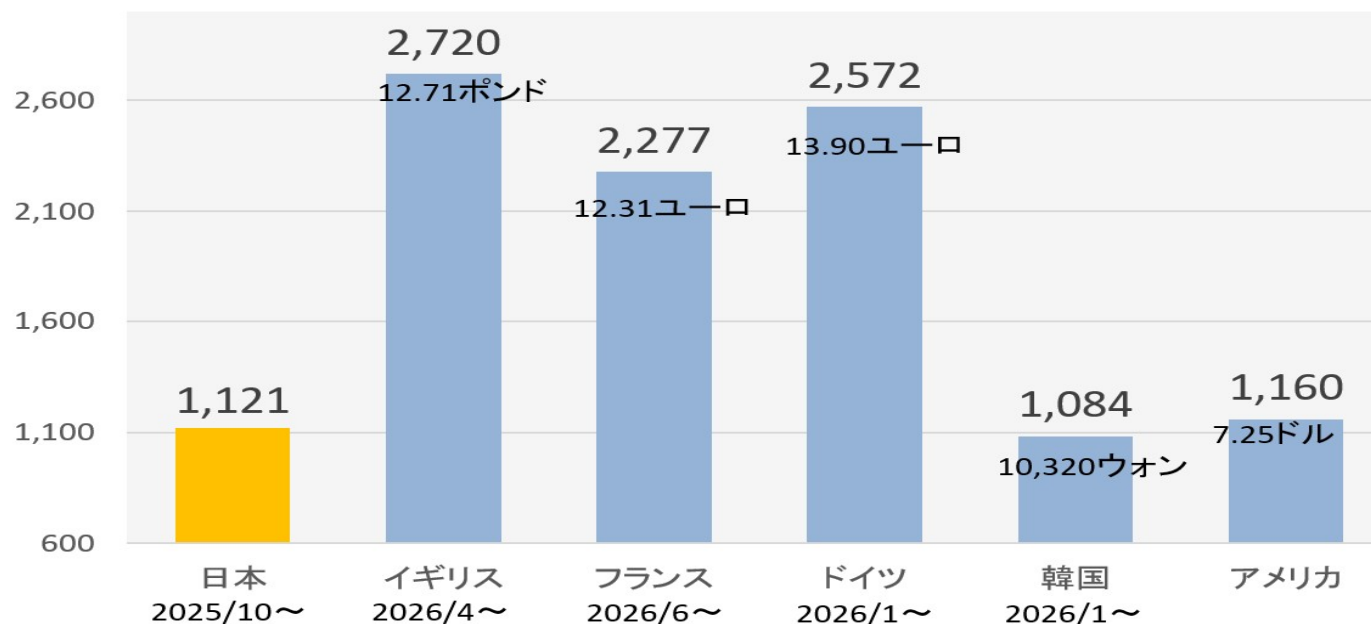
かわらない
OECD加盟先進国最低水準！



すくなくとも全国平均にすべき！
平均年収に対する割合を早期に50%水準に
すべき！。
さらなる大幅引上げが必要！

(円/時給)

各国の最低賃金額



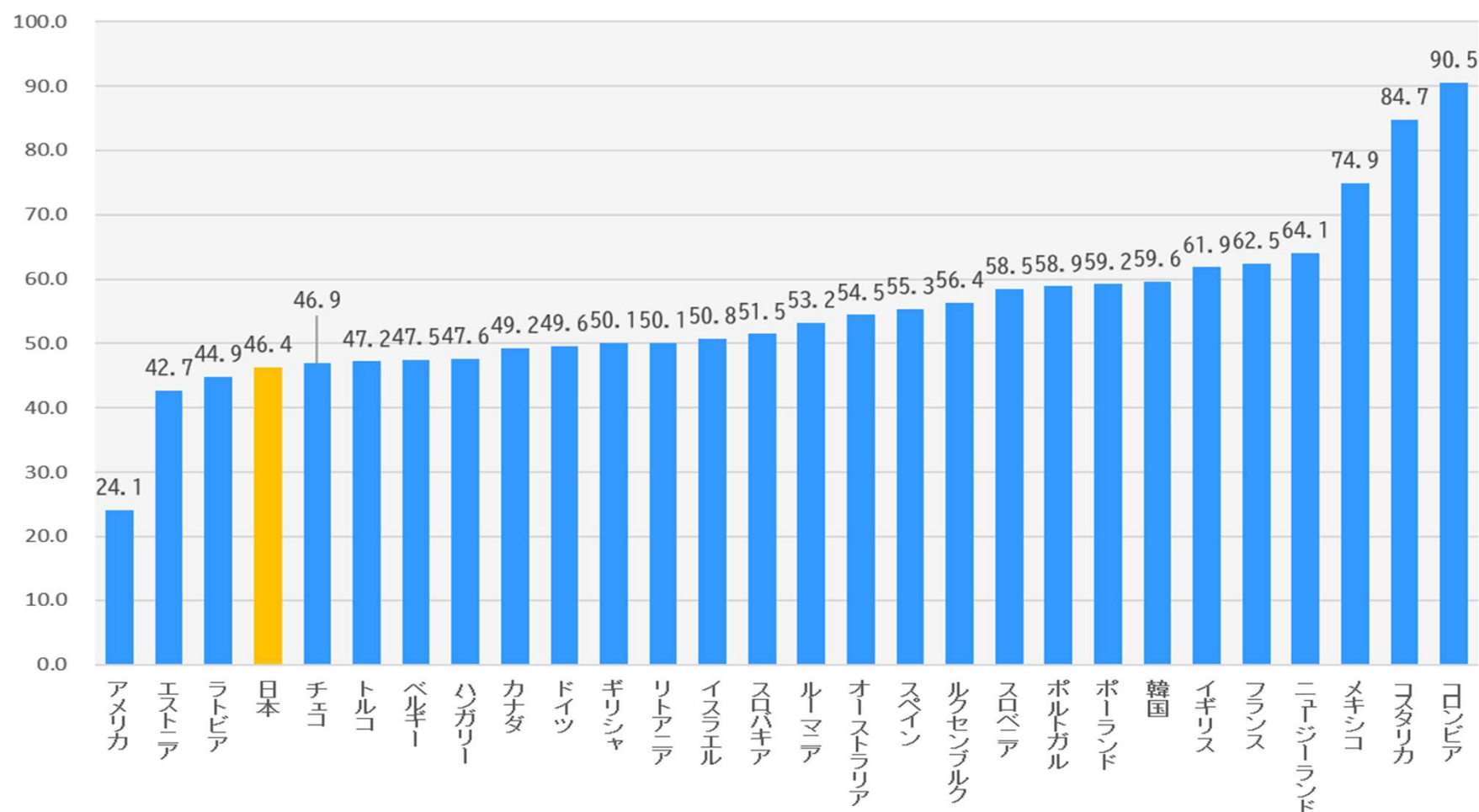
※為替レートは2026年6月9日現在
※アメリカは連邦政府最賃(2009/7)

【出所】各国HP等をもとに連合作成

1-2.

**最低賃金を世界基準である自国の平均年収の50%
中央値の60%にすべき！ 大幅な引き上げを！**

フルタイム労働者の賃金の中央値に対する最低賃金比率(2025)



2-1. 経営者は非正雇用規労働者の 処遇改善を！

非正規雇用労働者（派遣労働者を含む）の過不足状況・仕事の内容・今後の割合・
正規労働者への転換制度の有無

<規模別>

上 段：事業所数
中 段：回答数に対する割合
下 段：非正規雇用労働者を使用している事業所に対する割合

区 分	集計有効 事業所数	非正規雇用 労働者（派 遣含む）を 使用している 事業所数	非正規雇用労働者の過不足状況				非正規雇用労働者の仕事（複数回答可）				今後の非正規雇用労働者の割合				正規雇用労働者への転換制度の有無			
			不足して いる	過剰であ る	適正であ る	わから ない	正規雇用 労働者と ほぼ 同じ	正規雇用 労働者よ り軽易 な仕事	専門的な 知識・技能 を要する 仕 事	その他	増やす 予 定	変わら ない	減らす 予 定	分から ない	制度あり		制度なし	
															実績 あり	実績 なし	実績 あり	実績 なし
5～9人	85	54	11	0	31	8	18	23	8	3	3	33	1	12	7	23	4	15
		63.5%									6.1%	67.3%	2.0%	24.5%	14.3%	46.9%	8.2%	30.6%
			20.4%	0.0%	57.4%	14.8%	33.3%	42.6%	14.8%	5.6%								
10～29人	185	155	33	3	74	13	34	85	25	9	18	77	6	36	35	38	19	46
		83.8%									13.1%	56.2%	4.4%	26.3%	25.4%	27.5%	13.8%	33.3%
			21.3%	1.9%	47.7%	8.4%	21.9%	54.8%	16.1%	5.8%								
30～99人	157	137	26	4	67	16	44	90	26	4	20	76	12	26	54	28	28	22
		87.3%									14.9%	56.7%	9.0%	19.4%	40.9%	21.2%	21.2%	16.7%
			19.0%	2.9%	48.9%	11.7%	32.1%	65.7%	19.0%	2.9%								
100～299人	45	43	8	2	25	2	14	35	13	0	3	24	4	12	25	3	10	5
		95.6%									7.0%	55.8%	9.3%	27.9%	58.1%	7.0%	23.3%	11.6%
			18.6%	4.7%	58.1%	4.7%	32.6%	81.4%	30.2%	0.0%								
300人以上	18	18	1	0	9	3	4	17	1	0	1	9	2	6	11	0	5	2
		100.0%									5.6%	50.0%	11.1%	33.3%	61.1%	0.0%	27.8%	11.1%
			5.6%	0.0%	50.0%	16.7%	22.2%	94.4%	5.6%	0.0%								
計	490	407	79	9	206	42	114	250	73	16	45	219	25	92	132	92	66	90
		83.1%									11.8%	57.5%	6.6%	24.1%	34.7%	24.2%	17.4%	23.7%
			19.4%	2.2%	50.6%	10.3%	28.0%	61.4%	17.9%	3.9%								

北海道経済部労働政策局雇用労政課2026年1月9日公表 就業環境実態調査から抜粋（2025年7月1日調査時点）

2-2. 経営者は非正雇用規労働者の 処遇改善を！

上 段：事業所数
下 段：各種制度導入状況の構成比

非正規雇用労働者（派遣労働者を除く）の各種制度（賃金・賞与・通勤手当・住宅手当・家族手当）

<規模別>

区 分	非正規雇用労働者（派遣除く）を雇用している事業所数	各 種 制 度														
		賃 金			賞 与			通 勤 手 当			住 宅 手 当			家 族 手 当		
		正規雇用と同様の制度あり	非正規雇用独自の制度あり	制度なし	正規雇用と同様の制度あり	非正規雇用独自の制度あり	制度なし	正規雇用と同様の制度あり	非正規雇用独自の制度あり	制度なし	正規雇用と同様の制度あり	非正規雇用独自の制度あり	制度なし	正規雇用と同様の制度あり	非正規雇用独自の制度あり	制度なし
5～9人	53	15	20	14	11	10	27	28	6	15	8	1	39	5	0	42
		30.6%	40.8%	28.6%	22.9%	20.8%	56.3%	57.1%	12.2%	30.6%	16.7%	2.1%	81.3%	10.6%	0.0%	89.4%
10～29人	154	36	75	25	24	48	65	82	28	26	18	10	107	19	10	107
		26.5%	55.1%	18.4%	17.5%	35.0%	47.4%	60.3%	20.6%	19.1%	13.3%	7.4%	79.3%	14.0%	7.4%	78.7%
30～99人	137	31	88	13	16	58	58	90	26	15	23	10	99	19	8	104
		23.5%	66.7%	9.8%	12.1%	43.9%	43.9%	68.7%	19.8%	11.5%	17.4%	7.6%	75.0%	14.5%	6.1%	79.4%
100～299人	42	9	28	6	9	23	11	27	11	5	10	6	27	11	6	26
		20.9%	65.1%	14.0%	20.9%	53.5%	25.6%	62.8%	25.6%	11.6%	23.3%	14.0%	62.8%	25.6%	14.0%	60.5%
300人以上	18	2	13	3	3	9	6	15	2	1	1	3	14	2	4	12
		11.1%	72.2%	16.7%	16.7%	50.0%	33.3%	83.3%	11.1%	5.6%	5.6%	16.7%	77.8%	11.1%	22.2%	66.7%
計	404	93	224	61	63	148	167	242	73	62	60	30	286	56	28	291
		24.6%	59.3%	16.1%	16.7%	39.2%	44.2%	64.2%	19.4%	16.4%	16.0%	8.0%	76.1%	14.9%	7.5%	77.6%

<規模別>

区 分	非正規労働者（派遣除く）を雇用している事業所数	退 職 金								
		年 次 有 給 休 暇			福 利 厚 生					
		正規雇用と同様の制度あり	非正規雇用独自の制度あり	制度なし	正規雇用と同様の制度あり	非正規雇用独自の制度あり	制度なし	正規雇用と同様の制度あり	非正規雇用独自の制度あり	制度なし
5～9人	53	7	4	38	23	7	18	28	4	17
		14.3%	8.2%	77.6%	47.9%	14.6%	37.5%	57.1%	8.2%	34.7%
10～29人	154	23	21	92	87	31	19	83	24	29
		16.9%	15.4%	67.6%	63.5%	22.6%	13.9%	61.0%	17.6%	21.3%
30～99人	137	9	17	107	99	22	12	84	26	23
		6.8%	12.8%	80.5%	74.4%	16.5%	9.0%	63.2%	19.5%	17.3%
100～299人	42	5	8	30	33	10	0	30	10	3
		11.6%	18.6%	69.8%	76.7%	23.3%	0.0%	69.8%	23.3%	7.0%
300人以上	18	1	4	13	12	5	1	9	6	3
		5.6%	22.2%	72.2%	66.7%	27.8%	5.6%	50.0%	33.3%	16.7%
計	404	45	54	280	254	75	50	234	70	75
		11.9%	14.2%	73.9%	67.0%	19.8%	13.2%	61.7%	18.5%	19.8%

2-3. 経営者は非正雇用規労働者の 処遇改善を！

<業種別>

上 段：事業所数
下 段：有効回答に対する割合

区 分	対応状況について					「同一労働同一賃金」への対応にあたっての課題（複数回答）									
	有効回答 事業所数	対応済み である	一部 対応している	今後対応する 予定である	対応 していない	集計有効 事業所数	人件費負担の 増加	（人件費に 見合う） 生産性の向上	ルールの理解	待遇差が 不合理か どうかの判断	待遇差の説明	事務負担の 増大	労使の 話し合い	特に課題なし	その他
建 設 業	72	41	9	6	16	73	14	13	17	15	13	4	7	30	3
		56.9%	12.5%	8.3%	22.2%		19.4%	18.1%	23.6%	20.8%	18.1%	5.6%	9.7%	41.7%	4.2%
製 造 業	35	17	7	4	7	34	7	12	7	8	5	5	1	9	2
		48.6%	20.0%	11.4%	20.0%		20.0%	34.3%	20.0%	22.9%	14.3%	14.3%	2.9%	25.7%	5.7%
情報通信業	9	6	1	0	2	9	2	1	1	4	1	1	2	3	0
		66.7%	11.1%	0.0%	22.2%		22.2%	11.1%	11.1%	44.4%	11.1%	11.1%	22.2%	33.3%	0.0%
運 輸 業	16	12	2	0	2	17	4	4	1	2	3	0	3	8	1
卸 売 業	65	39	15	7	4	63	25	19	17	17	15	3	4	13	1
小 売 業		60.0%	23.1%	10.8%	6.2%		38.5%	29.2%	26.2%	26.2%	23.1%	4.6%	6.2%	20.0%	1.5%
金 融 業	17	9	5	0	3	16	3	4	4	6	4	2	1	2	0
保 険 業		52.9%	29.4%	0.0%	17.6%		17.6%	23.5%	23.5%	35.3%	23.5%	11.8%	5.9%	11.8%	0.0%
不動産業、 物品賃貸業	11	4	4	1	2	11	3	3	5	7	4	0	1	1	0
		36.4%	36.4%	9.1%	18.2%		27.3%	27.3%	45.5%	63.6%	36.4%	0.0%	9.1%	9.1%	0.0%
学術研究、 専門・技術サービス業	18	12	1	2	3	18	3	2	5	5	4	0	1	10	0
		66.7%	5.6%	11.1%	16.7%		16.7%	11.1%	27.8%	27.8%	22.2%	0.0%	5.6%	55.6%	0.0%
宿泊業、飲食 サービス業	23	8	6	3	6	23	11	6	8	7	4	1	1	5	1
		34.8%	26.1%	13.0%	26.1%		47.8%	26.1%	34.8%	30.4%	17.4%	4.3%	4.3%	21.7%	4.3%
生活関連サービス業、 娯 楽 業	11	6	2	0	3	11	4	2	4	4	2	0	0	2	1
		54.5%	18.2%	0.0%	27.3%		36.4%	18.2%	36.4%	36.4%	18.2%	0.0%	0.0%	18.2%	9.1%
教育、学習支援業	26	13	4	2	7	25	8	3	9	9	7	0	1	6	1
		50.0%	15.4%	7.7%	26.9%		30.8%	11.5%	34.6%	34.6%	26.9%	0.0%	3.8%	23.1%	3.8%
医療、福祉	34	18	7	2	7	32	12	6	7	8	9	2	3	10	2
		52.9%	20.6%	5.9%	20.6%		35.3%	17.6%	20.6%	23.5%	26.5%	5.9%	8.8%	29.4%	5.9%
サービス業	40	19	8	7	6	40	11	11	10	12	5	5	2	10	3
		47.5%	20.0%	17.5%	15.0%		27.5%	27.5%	25.0%	30.0%	12.5%	12.5%	5.0%	25.0%	7.5%
計	377	204	71	34	68	372	107	86	95	104	76	23	27	109	15
		54.1%	18.8%	9.0%	18.0%		28.4%	22.8%	25.2%	27.6%	20.2%	6.1%	7.2%	28.9%	4.0%

北海道経済部労働政策局雇用労政課2026年1月9日公表 就業環境実態調査から抜粋（2025年7月1日調査時点）

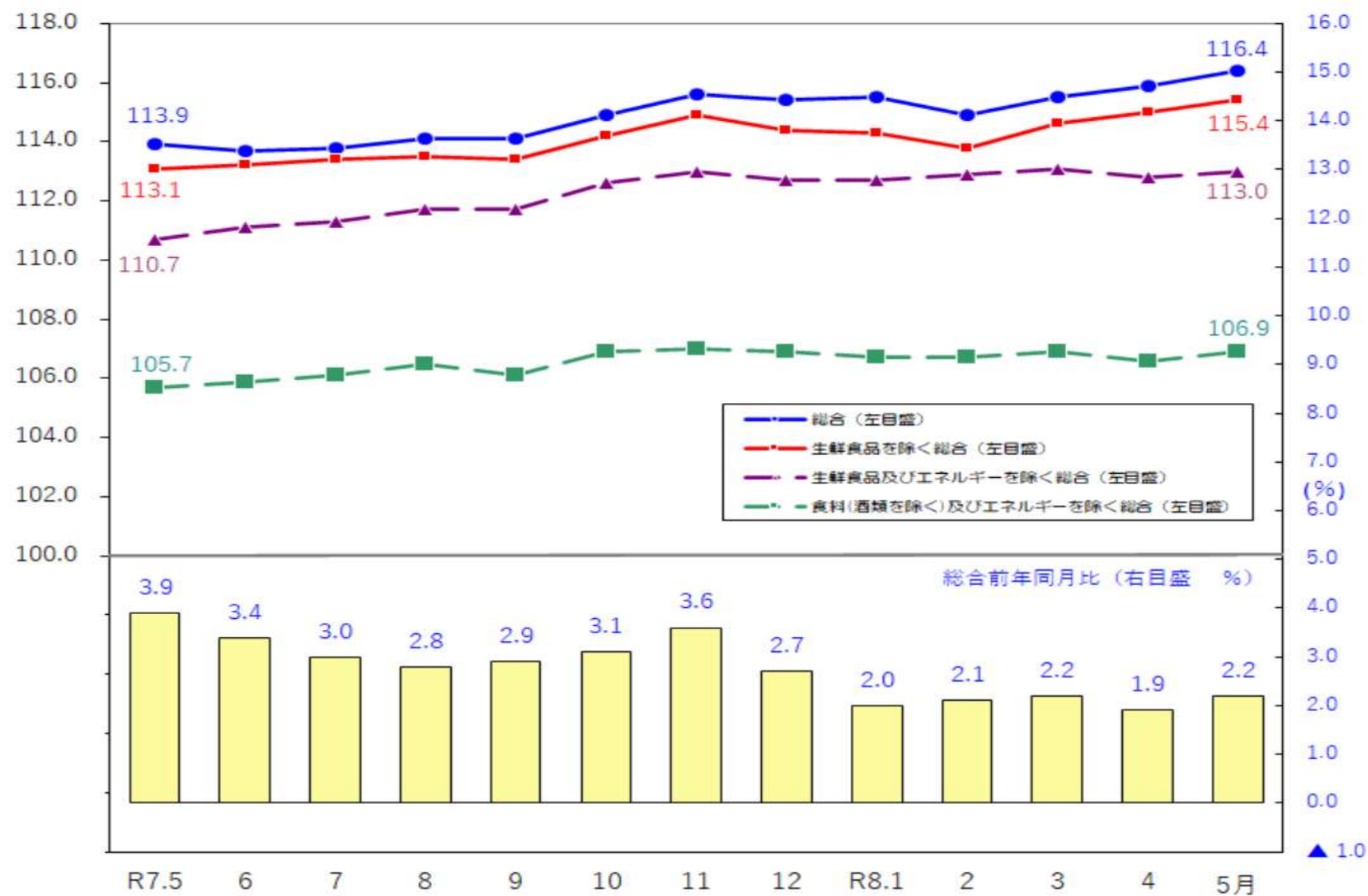
3. 各種指標や外部労働市場の資料を有効活用した 審議を！



- 今年の春季生活闘争⇒「未来づくり春闘」を掲げ、「賃上げノルム」の確立をめざした。非正規雇用労働者の労働条件改善を引き出すなど、雇用安定に関する前進がみられた。
- 道内の春季生活闘争の妥結状況⇒連合北海道集計で、加重平均では、**13,995円(4.81%)**と前年比較**+580円、率で▲0.10%**と前年並の賃上げ。しかし、100人未満の規模では**12,537円(4.91%)**と前年比較**+1,075円、率で+0.20%**と率では全体平均を上回る賃上げがなされた。**時間給は、加重平均で76.93円、率にして6.50%**引き上げられ、**加重平均時給も1,256.96円**(50,123人)となった。北海道中小企業家同友会調査の賃上げでは、3.25%7,851円。
- 今後の金額審議⇒外部労働市場の資料や厚生労働省の令和7年「賃金構造基本統計調査」並びに、今年の春季生活闘争における組織された非正雇用規労働者の時間給引き上げなどを**十分加味した議論**を行うよう要請する。

項 目	大分類による平均時給
「イーアイデム」 (7/10更新)	北海道の 平均時給「1,300円」 、販売・接客サービス 1,284円 、飲食・フード 1,226円 、軽作業・製造・物流 1,295円 、ファッション・アパレル 1,325円 、オフィスワーク・事務 1,322円 、イベント・キャンペーン・アミューズメント 1,143円 、IT・クリエイティブ 1,600円 、教育・保育 1,294円 、医療・介護・福祉 1,347円 、清掃・警備・ビルメンテナンス・家事代行 1,137円 、建築・設備・アクティブワーク 1,614円 、ドライバー・配達 1,136円 、営業 1,300円 、ヘルス・ビューティー 1,198円 ★1,200円未満の募集「6426件中962件」14.97%
「リクルート」 (2月16日公表)	北海道の 平均時給「1,187円」 販売・サービス系 1,151円 、フード系 1,152円 、製造・物流・清掃系 1,173円 、事務系 1,244円 、営業系 1,329円 、専門職系 1,302円
令和6年「賃金構造基本統計調査」※3	北海道の短時間労働の時間給 は、平均 1,277円 、男性 1,455円 、女性 1,218円 / 厚生労働省調査(企業規模10人以上)

4. 北海道消費者物価指数の推移

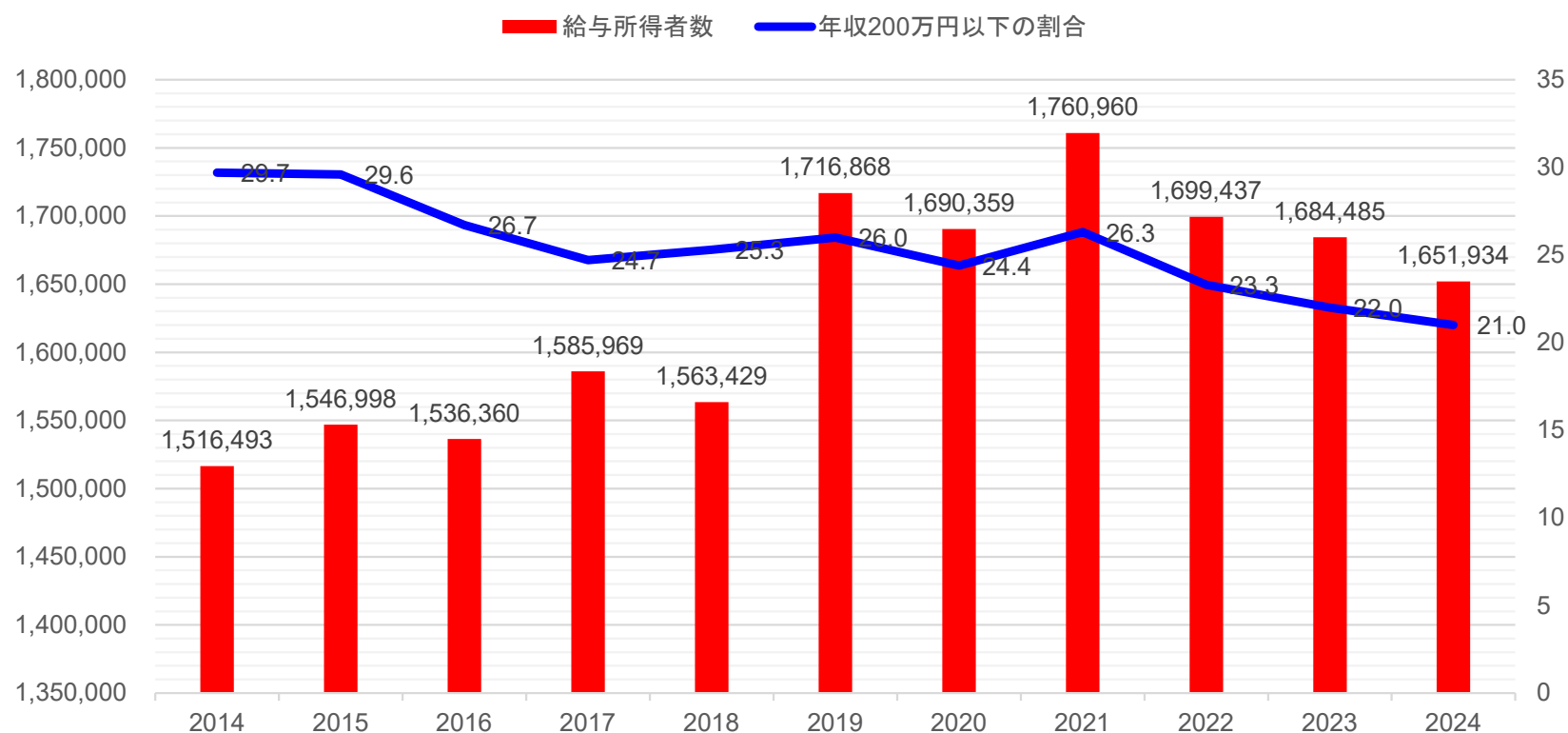


北海道のオープンデータ2026年7月10日公表

5. 年収200万円以下をなくそう！

- 総務省の「労働力調査」によると、道内で約86万人、雇用労働者の38.2%。
- 国税庁が今年2月に公表した「令和6年民間給与実態統計調査結果」でも200万円未満の「ワーキング・プア」と呼ばれる低賃金労働者が高止まり。全国で約1042万人、**道内でも約34.6万人**と、全給与所得者に占める割合も約**21.0%**に及ぶ。

金額審議にあたり、最賃近傍で働く、厳しい生活を余儀なくされている生計者の実態を考慮した審議を行うことを強く主張する。



出所 国税庁民間給与実態調査札幌国税局分データより連合北海道作成

6-1. その他

北海道最低賃金大幅引き上げの原資確保を！

労務費・原材料費などの費用増加分を含めた価格取引とするため
「パートナーシップ構築宣言」企業を全道に広め、最低賃金を大幅引き上げ
に引き上げよう！（パートナーシップ構築宣言5096社 特設サイトより）

今年1月1日に改正された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を着実に実行することで、目安金額を大幅に上回る金額審議を！

今年1月23日に開催された「北海道政労使会議」で採択された
共同宣言「物価上昇を上回る賃上げに向けた環境整備の取組強化」を推進・遵
守し、最低賃金および最低賃金近傍の労働者の生活改善につながる
審議を！

6-2. その他

2025都道府県別リビングウェッジ(LW)と2025地域別最低賃金との比較

2025/9/16

		2025LW			2025LW(自動車保有の場合)			⑤2025 地域別 最低賃金	地域物価指数	
		①時間額*1	②月額*2	最賃比	③時間額*1	④月額*2	最賃比		住居費以外 *3	住居費 *4
		②/164h(円)	(円)	⑤/①	④/164h(円)	(円)	⑤/③		さいたま市=100	
		(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)		(円)	(円)
地 賃 A	東 京	1,370	225,000	89.5	1,700	278,000	72.1	1,226	101.0	127.8
	神 奈 川	1,300	213,000	94.2	1,630	267,000	75.2	1,225	101.5	104.5
	大 阪	1,220	200,000	96.5	1,540	252,000	76.4	1,177	98.1	88.6
	埼 玉	1,240	203,000	92.0	1,550	255,000	73.6	1,141	98.8	91.7
	愛 知	1,190	195,000	95.8	1,510	247,000	75.5	1,140	97.3	82.5
	千 葉	1,240	204,000	91.9	1,560	256,000	73.1	1,140	99.7	91.1
	京 都	1,230	201,000	91.2	1,550	254,000	72.4	1,122	99.8	86.4
	兵 庫	1,210	199,000	92.2	1,520	250,000	73.4	1,116	98.0	86.6
	静 岡	1,180	193,000	93.0	1,490	244,000	73.6	1,097	97.5	77.0
	三 重	1,160	191,000	93.7	1,480	243,000	73.4	1,087	98.0	72.2
	広 島	1,180	194,000	91.9	1,490	245,000	72.8	1,085	98.0	77.0
	滋 賀	1,180	193,000	91.5	1,490	245,000	72.5	1,080	97.7	76.9
	北 海 道	1,190	195,000	90.3	1,510	248,000	71.2	1,075	101.8	67.8
	茨 城	1,150	189,000	93.4	1,460	240,000	73.6	1,074	96.8	71.1
	栃 木	1,150	188,000	92.9	1,460	239,000	73.2	1,068	96.8	70.3
	岐 阜	1,140	187,000	93.4	1,450	238,000	73.4	1,065	96.4	69.4

以下省略